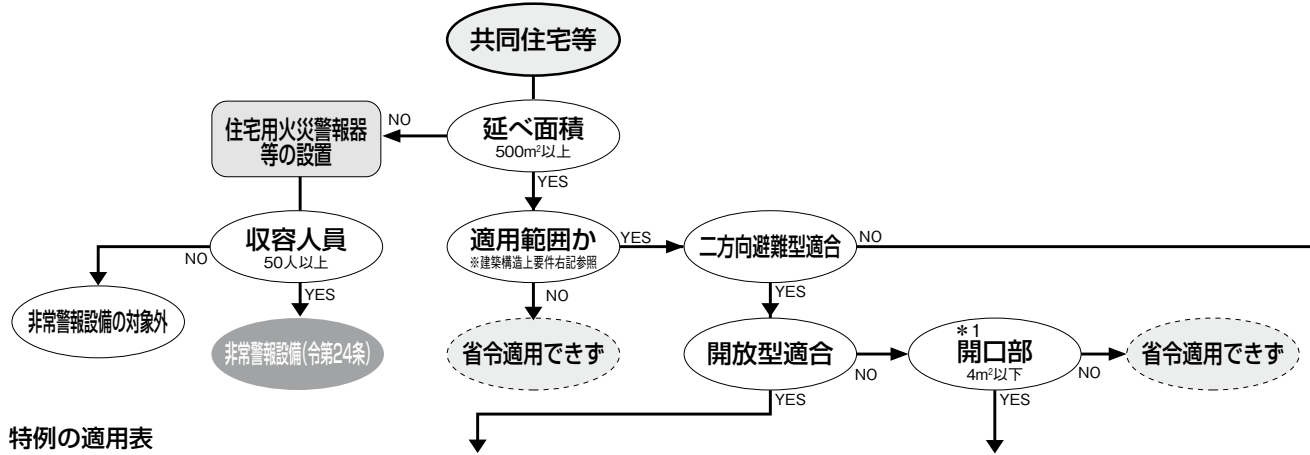


総務省令第40号による設置基準

集合住宅システムの選択



特例の適用表

構造類型 ^{*3} 規模	二方向避難・ 開放型特定共同住宅等	二方向避難型 特定共同住宅等
15階建て以上の 共同住宅	*2 内装制限等 実施 *2 内装制限等 実施せず 	*1 開口部面積4㎡以下など
11~14階建て の共同住宅	*4 全階 共同住宅用 自火報設備 *4 10階以下 共同住宅用 自火報設備	*4 10階以下 共同住宅用 自火報設備 *4 11階以上 共同住宅用 スプリンクラー設備
6~10階建て の共同住宅		*4 全階 共同住宅用 自火報設備 *1 開口部面積4㎡以下など
5階建て以下 の共同住宅	*4 全階 住戸用 自火報設備 *4 共同住宅用 非常警報設備	*4 全階 住戸用 自火報設備 *4 共同住宅用 非常警報設備 *1 開口部面積4㎡以下など

*1 【開口部面積】住戸等と共用部分との間の開口部（窓・出入口等）の合計が4㎡以下（共用室は8㎡以下）で1つの開口部が2㎡以下であるもの。
 *2 【内装制限等（11層以上の場合）】住戸および管理室の壁等が不燃または準不燃材である場合。共用室の壁等が不燃あるいは準不燃材で、共用室とその他の部分の開口部が、規則第13条第1項第1号口の規定に適合し、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する防火戸が設けられている場合。